

入札番号
病院管理課
2015*****号

電子納品対象

設計V E対象

平成27年度

浜松医療センター新病院整備事業

基本設計業務委託

概要書

I 業務概要

- 1 業務名称 平成27年度
浜松医療センター新病院整備事業基本設計業務委託
- 2 設計期間 着手の日 ～ 平成29年2月28日
- 3 適用
本仕様書（以下「仕様書」という。）に記載された特記事項については、レが付いたものを適用する。

4 業務種別

本業務の種別は以下による。

なお、詳細は、Ⅲ 業務仕様による。

- 建築基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務
- 建築実施設計に関する標準業務
- 電気設備実施設計に関する標準業務
- 機械設備実施設計に関する標準業務
- 建築基本又は実施設計に関する追加業務
- 電気設備基本又は実施設計に関する追加業務
- 機械設備基本又は実施設計に関する追加業務

5 計画施設概要

- (1) 施設名称 浜松医療センター
- (2) 敷地の場所 浜松市中区富塚町及び佐鳴台五丁目 地内
- (3) 敷地面積 約 57,000 m²
- (4) 構造規模

名称	構造・階数	延べ面積(m ²)	平成21年国土交通省告示第15号 別添二 建築物の類型用途
浜松医療センター新病棟 (新築)	RC造 地上8階	約 38,000 m ²	第十号 第2類
上空通路			第十号 第2類
浜松医療センター既存棟 (3号館改修)	RC造 地上9階 地下2階	約 13,000 m ²	第十号 第2類

構造・階数は現時点での想定です。

(5) 工事概要

工事種別	工事概要
建築工事	<p>【新病棟】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 下層部 手術部門、集中治療管理部門、透析部門、リハビリテーション部門、病理部門、事務管理部門、中央材料・滅菌部門、臨床工学部門、画像診断部門、内視鏡部門、臨床検査部門、薬剤部門、栄養部門、外来部門、救急部門、放射線治療部門、医事部門 等・ 上層部 病棟（約 420 床）・ 屋 上 ヘリポート・ 基礎免震構造 <p>【上空連絡通路】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 新病棟と既存棟とを接続 <p>【既存棟（3号館）】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地下部 備蓄倉庫、機械室等・ 下層部 サテライト機能（薬剤、診療材料等）、シミュレーションセンター、健診センター 等・ 上層部 病棟（約 180 床） <p>【その他外構等】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 駐車場・ 都市下水路の切り回し計画（線形等）・ 準備工事 <p>※その他計画条件については、別紙『浜松医療センター新病院整備事業計画条件』による。</p>
電気設備工事	上記建築工事に伴う電気設備工事 一式
機械設備工事	上記建築工事に伴う機械設備工事 一式

II 設計の進め方

- 1 浜松市建設工事関連業務委託契約約款に基づいて契約を履行する。
- 2 設計は建築基準法及び関係法令並びにこれに基づく命令及び条例の規定によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び標準図並びに浜松市の定める各種の設計基準等による。
- 3 管理技術者は、業務に先立ち、設計業務計画書を速やかに監督員に提出し、これに基づき業務を進めること。
- 4 管理技術者
本業務の管理技術者は、プロポーザル提案書に記載した総括責任者とする。
- 5 業務主担当者
本業務の業務主担当者は、プロポーザル提案書に記載した各分野主担当者とする。
- 6 敷地を十分調査の上、監督員と綿密な打合せを重ねて設計を進めること。また、関係機関との調整等が必要な場合は、監督員に連絡すること。
- 7 監督員の指示により設計業務進捗状況報告書を提出し、進捗状況の確認を受けてから次の段階へ進むこと。
- 8 工法・材料・機器類等の選定に当たっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等十分な比較検討をして採用すること。
- 9 特定の新技术・新工法及び特許等の導入に関しては、十分な検討を行い優位性・合理性を有することを検証し、監督員と協議の上、採用すること。
- 10 技術情報や見積書等の収集に当たっては、特定のものに偏ることなく又、設計に利害を有するものから過度の技術サービスを受ける事なく自らの責任において収集すること。
- 11 設計が終了したときは、監督員が指定する設計図書の複製を提出して審査を受け、これに基づいて所要の修正等を行い、検収を受ける。
- 12 市所定の「工事特記仕様書」は、これを貸与する。
- 13 監督員の指示する工事区分に従い、設計図書を区分して作成すること。
- 14 別途発注の設計委託業務との連携
 - (1) 関連工事の設計委託業務が別途発注されている場合は、当該業務の受注者と連絡を密にし、互いに協力して業務にあたること。
 - (2) 受注者は、別途発注された関連工事の設計業務の受注者から、当該設計を進めるために必要な図面や資料等の供与を求められた場合は、これを拒むことはできない。
- 15 設計VE対象物件は、設計の途中段階における適切な時期にVE審査を受けること。
- 16 仕様書に明記されていない事項があるときは、監督員と受注者との間で協議して定める。
- 17 本業務を進めるにあたり、設計内容に対して病院関係者等の理解を深め、要望や意見を設計へ効果的にフィードバックさせるため、各種設計検討及びプレゼンテーションにおいて、BIMやVRなどの3Dソフトを積極的に活用し空間イメージの可視化を図ること。

Ⅲ 業務仕様

1 設計業務の内容及び範囲

(1) 標準業務の内容及び範囲

標準業務の内容は、次のアに掲げるものとし、以下の資料作成等を含むものとする。

※委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成(簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。)

※委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成

ア 基本設計

- 設計条件等の整理
- 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ(代表的なものは以下の通り)
 - 建築基準法に基づく関係課との事前協議
 - 消防法に基づく関係課との事前協議
 - 都市計画法に基づく関係各課との事前協議
 - 浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づく関係課との事前協議
 - 浜松市風致地区条例に基づく関係各課との事前協議
 - 浜松市景観条例に基づく関係各課との事前協議
 - 道路法に基づく関係各課との事前協議
 - 河川法に基づく関係各課との事前協議
 - 水質汚濁防止法、土壤汚染対策法等、環境関連法令に基づく関係各課との事前協議
- 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- 基本設計方針の策定
- 基本設計図書の作成
- 概算工事費の検討
- 基本設計内容の監督員への説明等

(2) 対象外業務の有無

ア 建築技術職員等の関与の有無

- 有

イ 資料提供等の有無

- 提供する資料が少ない
- 類似の参考例がある
- 既存図面の一部修正程度
- 既存施設CADデータがある

(3号館図面)

(3) 追加業務の内容及び範囲

- 積算業務（積算ソフトへの設計項目の入力、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成）
- 概略工事工程表の作成
- ワークショップなどの施設利用者参加会議への出席
- 上下水道部事前協議及び書類作成業務
- 建築基準法に基づく計画通知等手続き業務（構造計算適合性判定申請を含む）
- 浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- 消防用設備等設置計画書作成業務
- 設計性能評価書の作成及び申請手続き業務
- 省エネルギー届出書の作成及び申請手続き業務
- 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE静岡）による評価に係る業務
- 景観計画区域内における行為の通知書作成業務
- 浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく関係各課との事前協議
 - 上記に伴う書類作成業務
- 浜松市開発許可基準に基づく関係各課との事前協議
 - 上記に伴う申請書類作成及び申請手続き業務
- 市街化調整区域における建築物の適合証明書申請書類作成及び申請手続き業務
- 敷地測量
- 地質調査（必要に応じて）

2 準拠すべき基準等（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の最新版を適用する）

(1) ・公共建築工事積算基準

- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編）
- ・公共建築工事積算基準等資料

(2) 仕様書（最新版を適用する）

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共住宅建設工事共通仕様書（建築編・電気編・機械編）（公共住宅事業者等連絡協議会）
- 公共住宅改修工事共通仕様書（公共住宅事業者等連絡協議会）
- 浜松市公共建築設計業務委託共通仕様書
-

(3) 図書

- 浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針及び設計標準
- 建築構造設計指針・同解説（静岡県）
- 防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（静岡県）
- 建築設備耐震設計・施工指針（財団法人日本建築センター）
-

3 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

ア 建築

・ 図面 3部（A3サイズ製本）

- | | | |
|--|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 計画説明書 | <input checked="" type="checkbox"/> 仕様概要書 | <input checked="" type="checkbox"/> 仕上概要表 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 面積表及び求積図 | <input checked="" type="checkbox"/> 敷地案内図 | <input checked="" type="checkbox"/> 配置図 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 平面図（各階） | <input checked="" type="checkbox"/> 断面図 | <input checked="" type="checkbox"/> 立面図（各面） |
| <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概要書 | <input checked="" type="checkbox"/> 仮設計画概要書 | <input checked="" type="checkbox"/> 構造計画説明書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 構造設計概要書 | <input checked="" type="checkbox"/> 植栽図 | <input checked="" type="checkbox"/> 日影図 |

イ 電気設備

・ 図面 3部（A3サイズ製本）

- | | | |
|---|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備計画説明書 | <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備設計概要書 | <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 配置図 | <input checked="" type="checkbox"/> 平面図（各階） | <input checked="" type="checkbox"/> 各設備系統図 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

ウ 機械設備

・ 図面 3部（A3サイズ製本）

- | | | |
|---|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備計画説明書 | <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備設計概要書 | <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 配置図 | <input checked="" type="checkbox"/> 平面図（各階） | <input checked="" type="checkbox"/> 各設備系統図 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

エ その他

- 重要事項説明書（建築士法第 24 条の 7）
- 建築士法第 24 条の 8 に基づく書面
- 設計業務計画書
- 設計業務進捗状況報告書（月報）
- 透視図（鳥瞰図 2 面各 10 枚、外観図 3 面各 10 枚、内観図 5 面各 10 枚、A 4 サイズ額入りとする。カラー写真キャビネ版 10 枚。CG データ（J P E G イメージデータ）共）
- 建築模型 プラスチックケース入り（縮尺 1：300 程度）
- 計画検討用の模型及びスケッチ
- 設計 V E 資料・報告書
 - 概算工事費
 - ランニングコスト計算書
 - コスト縮減検討書
 - 環境対策検討書
 - ユニバーサルデザインチェックリスト
- 概略工事工程表
- 基本設計資料（概要版）
- その他検討資料作成（新規採択時評価資料ほか）
-
-

オ 資料

- 各種技術資料
- 各記録書（打合せ議事録を含む）
- 適用される法令等の一覧
-

注 1）提出部数、様式、縮尺について記載のないものは監督員の指示による。

注 2）成果物、提出部数等は監督員の指示により変更する場合がある。

(2) 電子データ

- ア 電子納品対象
 - 設計図（オリジナルソフト形式、P D F 形式、S X F（S F C）形式）
 - 構造計算書
 - 設計内訳書（R I B C データにより別途提出する）
 -

以下のものについては、浜松市建築工事事前チェックシートによる。

- ・積算数量算出書
- ・敷地内雨水排水流量計算書
- ・空気調和設備設計計算書
- ・昇降機設備設計計算書
- ・見積検討資料
- ・電気設備設計計算書
- ・給排水衛生設備設計計算書
- ・

※原本が電子データでないものは、協議による。

a 適用基準類

- ・浜松市建築工事電子納品運用の手引き（案）による。

□イ 電子納品対象外

□ 設計図（オリジナルソフト形式、PDF形式、SXF（SFC）形式）

□ 設計内訳書（RIBCデータにより別途提出する）

□

※電子納品に準じた成果物の納入が可能な場合は協議による。

ウ その他

- ・提出されたCADデータは当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成等に使用する。

4 建設副産物対策

受注者は、設計にあたって建設副産物対策（発生の抑制、再利用の推進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとする。

5 協力事務所の選定

受注者が業務の一部を第三者の協力事務所に再委託しようとする場合、それぞれ次の要件を満たすものであること。

(1) 建築設計事務所

- ・建築士法による一級又は二級建築士が所属し、建築士事務所登録を受けていること。
- ・配置する担当者は、建築士法上、当該対象物件に適応できる者であること。

(2) 設備事務所

次のいずれかの事務所であること。

- ・建築士法による設備設計一級建築士または建築設備士が1人以上所属していること。
- ・浜松市工事関連業務委託入札参加登録業者名簿（当該年度版）に登録されていること。
- ・監督員の承諾を受けた事務所であること。

6 その他特記事項

受注者は、成果品又は成果品を利用して完成した建築物の内容を公表する場合にはあらかじめ、監督員の承諾を得なければならない。